

更 正 の 理 由

貴法人の国際最低課税残余額に係る特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書及び同添付書類に記載された事項によりますと、法令の規定に従っていないことが明らかなものや計算誤りがありますので、次のとおり、課税標準国際最低課税法人税額又は税額を更正しました。